

投票日は4月21日(日)です。忘れずに投票しましょう！

矢巾町長選挙・矢巾町議会議員選挙

4月21日(日)は、矢巾町長選挙と矢巾町議会議員選挙の投票日です。投票時間は、午前7時から午後8時までとなっています。

私たちの最も身近な代表者を選ぶ大切な選挙です。棄権せずに必ず投票しましょう。

町内で投票できる方
平成13年4月22日までに生まれた方で、平成31年1月15日までに矢巾町の住民基本台帳に登録された方(日本国民でない方、選挙権欠格者を除く)。

投票できない方
平成31年1月16日以降に矢巾町に転入の届出をした方は投票できません。

また、矢巾町の選挙人名簿に登録されていても、選挙当日までに町外に転出した方は

投票できなくなります(投票所入場券が郵送されている場合でも、選挙当日までに町外へ転出した場合は投票できません)。

投票所入場券の郵送

投票所入場券は4月16日(火)に郵送する予定です(配達には2〜3日程度かかります)。

投票日には、この入場券を必ず持参してください。なお、当日、入場券を紛失したり、忘れたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員に申し出てください。

投票の方法

投票用紙は、2種類あります。投票用紙をよく確認して投票しましょう。

①矢巾町長選挙：投票用紙は白色です。選挙当日は、○印

を記入して投票してください。期日前投票及び不在者投票は、候補者の氏名を記入してください。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどのため投票所に行くことができない場合は、期日前投票ができます。投票期間などについては、次のとおりです。

【期間】 4月17日(水)から4月20日(土)まで
【時間】 午前8時30分から午後8時まで

場所

役場4階大会議室

【持ち物】 入場券が郵送されている場合は、入場券を持参してください。ハンコは不要です。

【手続き】 期日前投票所で宣誓を提出し、投票します(投票の方法は、選挙期日の投票所と同じです)。なお、あらかじめ入場券裏面にある宣誓書に記載の上、来場いただくスムーズに投票ができます。

不在者投票

不在者投票は、期日前投票と同じ期間で実施されています。

【病院や施設での投票】 選挙管理委員会の指定を受けている施設(町内では南昌病院、敬愛荘、志和荘、新生園、シェーンハイムやはば、博愛荘)に入院(入所)している方は、その施設で投票することができます。

投票を希望する場合は、早めに施設の長に申し出てください。

他市区町村の選挙管理委員

【会での投票】 本町ホームページから「投票用紙等の請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本町選挙管理委員会に郵送してください。記載内容を確認の上、折り返し、投票用紙等を本人宛に簡易書留で送付します。投票は、滞在中の市区町村選挙管理委員会で行ってください。

※投票用紙の郵送に日数を要しますので、お早めに手続きしてください。

【郵便による投票】 身体に重度の障がいがある方は、本町選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付手続きを行い、証明書の交付を受けることで、郵便による不在者投票ができます。郵便投票証明書を添えて、投票日の4日前(4月17日(水))までに投票用紙を請求してください。

※郵便投票証明書の交付には

◎投票所

投票区	投票所名	投票区の区域（行政区）
矢巾第1	高田コミュニティセンターホール	高田1区、高田2区、高田3区、藤沢
矢巾第2	徳田小学校 屋内運動場	西徳田1区、西徳田2区、東徳田1区 東徳田2区、間野々、土橋、北郡山
矢巾第3	矢巾勤労者共同福祉センター 多目的室	上赤林、南昌、広宮沢1区、広宮沢2区 流通センター
矢巾第4	矢巾北中学校 柔剣道場	下赤林、城内、煙山、矢次、下北、 <u>新田1区</u>
矢巾第5	不来方高校 剣道場	矢巾1区、矢巾2区、矢巾3区、南矢幅2区
矢巾第6	矢巾町役場1階町民ホール (南側玄関が出入口です)	南煙山、 <u>新田2区</u> 、南矢幅1区、南矢幅3区 南矢幅4区、南矢幅5区、南矢幅6区 南矢幅7区
矢巾第7	矢巾町農村環境改善センター 多目的ホール	和味、館前、桜屋、岩清水、室岡、太田、白沢

町選管から みなさんにお知らせ

新田1・2区は投票所が変わります

今回の選挙から投票所が変更となる行政区がありますので、ご注意ください。

【投票所が変更となる行政区】

新田1区 は不来方高校から 矢巾北中学校に！

新田2区 は不来方高校から 矢巾町役場に！

矢巾第3投票所は混雑が予想されます

投票日(4月21日)は矢巾第3投票所(矢巾勤労者共同福祉センター)で、イベントが開催されるため、駐車場の混雑が予想されます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

日数を要しますので、お早めに手続きしてください。

○代理・点字投票

体が不自由だったり、そのほかの理由で投票用紙に記入ができない方には、代理投票の制度があります。希望する方は、投票所の係員に申し出てください。係員がその方の指示に従って記載します。また、目の不自由な方は、点字による投票もできます。

○開票事務の参観

開票は、4月21日(日)午後9時から町民総合体育館で行います。矢巾町に選挙権がある

方は、開票作業を参観することができま。参観者の入場開始時間は、午後8時です。

○選挙公報の配布

選挙公報は、行政区長を通じて各世帯に配布します。行政区長への配布予定日は、4月17日(水)です(無投票の場合は配布しません)。

○立候補届の事前審査と受付

【事前審査】

【日時】 4月10日(水)午前9時から午後5時まで

【場所】 役場4階大会議室

【立候補受付】

【日時】 4月16日(火)午前8時

30分から午後5時まで

【場所】 役場2階212会議室

○選挙運動について

選挙運動について、次のような問い合わせが多く寄せられます。

▼選挙運動とは？

選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を勧めることです。

▼行政区長や民生委員などは、選挙運動ができますか？

行政区長や民生委員などは、非常勤特別職の公務員に該当するため、その地位を利用して選挙運動を行うことは法律で禁止されています。行政区長や民生委員としての権限を利用して、住民の方に特定の立候補者への投票を依頼することは、地位の利用に該当する可能性があります。※平成31年3月29日(金)以降に町内で転居した方は、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

■問い合わせ

町選挙管理委員会事務局

(☎) 611-2707